

新幹線地本申 | 3号

「秋田新幹線車両センター発足に関する申し入れ」団体交渉行う

新幹線地本は3月24日、表題について新幹線統括本部と団体交渉を行いました。
主な議論は以下の通りです。

■第1項 秋田新幹線車両センターにおける「新幹線特有の技術力を有した社員の育成」の具体的内容について、明らかにすること。

回答:新幹線ネットワークを活用し、引き続き安全・品質のレベルアップとメンテナンス技術の向上に取り組んでいく考えである。

・秋田総合車両センター側の体制変更等との兼ね合いにより、この時期での発足となった。

・**職場内の社員育成や、総合車両センターとの人事交流等についてはこれまでと同様に取り組む。**

・統括本部に入ることによって財源が新幹線単体で判断できるようになる。

・**脱線復旧や異常時対応等についての考え方は変わらない。**系統に関係なく応援要請には応えていく。

■第2項 企画Gの業務内容を明らかにすること。

回答:業務内容については、総務、外注、検修指導等を担当することとなる。

・契約関係は統括本部発足時に仕切った内容となる。

・検修指導については、規程や手順書の作成、ISO や品質保証の面の担当となる。

・技術的な教育等については検修Gが担当。それ以外の人材育成やその他研修に関しては企画Gが担当。

・**運用してみて問題や課題があれば随時見直しはしていく。**

■第3項 当直助役・当直補助に関して、秋田新幹線車両センターの体制としなかった理由を明らかにすること。

回答:秋田新幹線車両センターの体制については、業務実態等を考慮し決定したところである。

・**従前の業務体制を引き継いだこと、契約を含めた連絡フロー、異常時における指揮命令系統は変わらない。**

・発足後も新幹線側から当直補助に行けないかという部分については勉強しているところである。

・当直関係業務は、南秋田センター側が主導して育成する。

■第4項 機械設備等の管理区分について明らかにすること。

回答:共用の機械設備については、引き続き秋田支社にて管理することとなる。

・統括本部発足時に管理区分については棲み分けされている。今回の発足で新たに協議した部分はない。

■第5項 新在間での社員の異動(技術交流)に関する今後の考え方を明らかにすること。

回答:社員の運用にあたっては、任用の基準に則り取り扱うこととなる。

・**今後は新在で交流できないということではない。**社員それぞれで進みたい道やエリア等の希望は異なるので、今後もそこを見ながら判断していくことになる。

・車両メンテナンスに関する人事交流等の制度について大きな変更はない。

働きやすく技術と安全を守れる車両メンテナンス職場を目指し、

発足後も各種検証を進めていきます！